

学校感染症等による出席停止について

学校感染症による罹患またはその疑いの診断がされた場合は、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。

つきましては、登校を再開する際に医師の証明が必要となりますので、下記の「登校許可証明書」に記載していただいた後、担任まで提出してください。

登校許可証明書

静岡県立島田商業高等学校長 様

HRNO _____ 氏 名 _____

1 病 名 _____

2 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 その他指導事項 _____

上記の者の疾病について、感染するおそれがないと判断しますので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 _____ 印 _____